

## 「住宅用火災警報器」についてのお知らせ！

花巻市火災予防条例により 平成 18 年 6 月 1 日から、

**「すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が必要になります。」**

ただし、既存住宅は**平成 23 年 5 月 31 日まで**猶予があります。

### 住宅とは？

消防法により「住宅の用途に供される防火対象物」とされていますので、戸建て住宅はもちろんのこと、長屋式住宅、併用住宅の住宅部分、アパートやマンションなどの共同住宅の住居部分、寄宿舎や寮又は下宿等の住居部分も含まれます。(以下、「住宅等」という。)ただし、自動火災報知設備又はスプリンクラー設備が設置されている場合は、設置の必要はありません。

### 住宅等のどこに？

- ① 就寝の用に供する居室 (条例第 29 条の 3 第 1 号)
  - ② ①が存する階段 (①が避難階の場合を除く。) (条例第 29 条の 3 第 2 号)
  - ③ ①が存する階から 2 階層下の階の階段 (①の 1 階層下の階の階段に住宅用火災警報器が設置されている場合を除く。) (条例第 29 条の 3 第 3 号)
  - ④ ①が存する階 (避難階に限る。) から 2 以上うえにある階に居室がある場合のその最上階の階段 (条例第 29 条の 3 第 4 号)
  - ⑤ ①から④までに該当しない階で 7 m<sup>2</sup>以上の居室が 5 以上ある階の廊下 (廊下が存しない場合は階段 (条例第 29 条の 3 第 5 号)
- ※努力規定として台所等の火災発生のおそれが大である部分 (条例第 29 条の 7)

### 住宅等の確認申請に当たり

- ① 確認申請書・第四面の備考欄に「住宅用火災警報器○個設置」と記入をお願いします。
- ② 平面図等に住宅用火災警報器の設置箇所の記入をお願いします。

### 消防署への届出

住宅用火災警報器を設置した場合は、最寄りの消防署・分署に「住宅用火災警報器等設置届出書」の提出をお願いします。

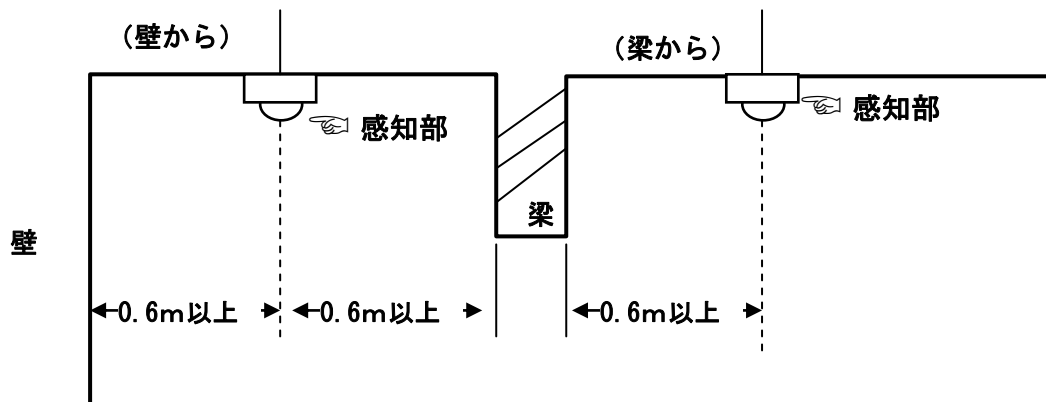
## 住宅用火災警報器の種類や規格は？

就寝の用に供する居室（寝室等）と階段部分に設置するものは、煙式の光電式とされています。また、規格について一定の基準が定められており、その技術基準に適合して日本消防検定協会の鑑定に合格した製品には、「鑑定マーク」が付されています。

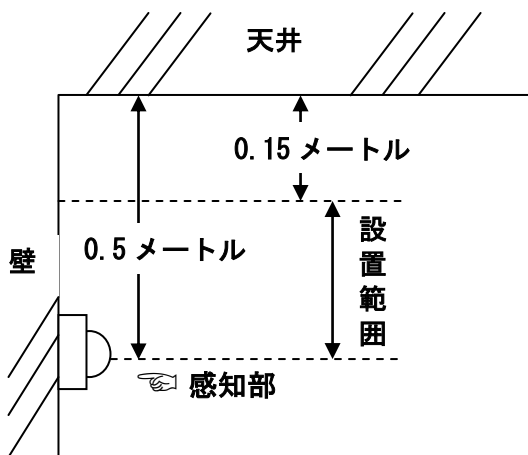
※ 煙が出やすい台所に設置するものは、熱式の定温式が適しています。

## 寝室等と階段部分に設置する場合は？

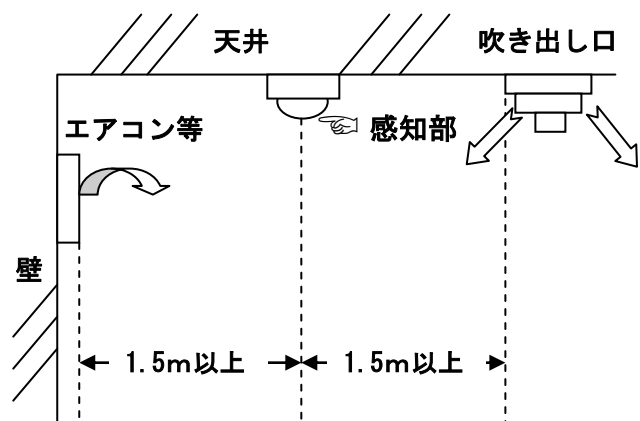
① 天井に設置する場合は、壁又は梁から0.6m以上離れた位置



② 壁に設置する場合は、天井から0.15m以上0.5m以内の位置



③ 換気口等がある場合は、吹き出し口から1.5m以上離れた位置



※ 詳しくは、消防本部予防担当 TEL 22-6123

石鳥谷分署 45-2119

東和分署 42-2119

大迫分署 48-2030

にお問い合わせください。

**花巻市消防本部**